

八戸藩南部家の南部智信関連和歌資料について(上)

久保田 啓 一

はじめに

近世中期の武士階層が歌壇を形成して宗匠の指導のもと積極的に和歌活動を展開し、膨大な作品を生み出したことについては、資料の掘り起しがある程度進んだ現在、近世文学史上の常識となりつつあるといえるが、幕府や各藩の和歌活動は、その資料伝存状況

の相違も手伝ってまさに区別として定まらず、安易な概括が許されないのが実情である。しばらくは資料の持つ意味を丹念に汲み上げながら幕府・各藩の実態に即して和歌史上の位置づけを目指し、幕府や他藩との比較の視点を常に持ち続けながら緩やかに体系化を目指すしかないが、このたび、国文学研究資料館基幹研究「近世における蔵書形成と文芸享受」の一環として、盛田帝子氏（大手前大学）とともに、八戸市立図書館に蔵される八戸藩南部家旧蔵の和歌関連資料を典籍・文書も含めて総合的に検討する機会を与えられた

のは、筆者にとって何よりの経験となった。もとより、八戸藩南部家の和歌活動が全体としてどのような特徴を有したのかは一編の論考で明らかにできようはずもなく、継続しての考察を必要とするが、本稿ではその出発点として、五代藩主南部智信に焦点を据えて、八戸藩南部家の和歌資料を検討する。

なお、和歌活動の前提となる智信の公的な閱歴の吟味に多くの紙幅を必要とするため、本号には「三 南部智信伝素描」までを掲載し、続稿は次号に回すこととした。また、智信の治世、江戸の藩邸を活動拠点として歌書の写本作成に多くの貢献をなした近藤利亮という人物も際立った存在であるが、利亮についてはさらに別稿を用意し、機会を改めて論じることとする。

一 南部家和歌資料の概要

八戸藩南部家旧蔵の歌書は、国文学研究資料館監修・八戸市立図書館編集『八戸市立図書館国書分類目録 一』（八戸市立図書館、一九七八年。以下、『国書目録』と略す）の「一五 文学」の「和歌」項を通覧すればその全貌を窺うことができるが、同図書館には典籍とは別に南部家旧蔵文書が大量に保管されていて、その中には本来国書の典籍として登録されるべき書籍も含まれており、国書の目録だけでは南部家の歌書を網羅することはできない。南部家より寄贈を受ける際の混乱が現状につながるのである。しかも、文書は未整理の状態にあり、目録も館内利用のみに限られているため、典籍のように十分に利用される状況になかった。さらに、南部家旧蔵文書の一部は八戸市博物館にも寄贈され、八戸市博物館編集発行『八戸市博物館収蔵資料目録 歴史編（2） 八戸南部家寄贈目録Ⅰ』（二〇〇〇年）、同『八戸市博物館収蔵資料目録 歴史編（3） 八戸南部家寄贈目録Ⅱ』（二〇〇一年）の「学芸」に所属する史料中に和歌に関するものが含まれる。典籍及び両機関に分置される文書群は、本来は南部家の和歌活動の所産として統一的に扱われるべきにもかかわらず、見通すことが必ずしも容易ではないという制約があるのであって、その状況を踏まえて南部家の和歌資料調査に取り組む必要がある。¹⁾

南部家和歌資料についての先行研究としては、松野陽一氏の業績が主要なものである。特に同氏編『江戸堂上派歌人資料 習古庵亭辨著作集』（新典社、一九八〇年）・『江戸堂上派歌人資料 連阿著作集』（新典社、一九八一年）に収録された亨辨・連阿関連資料は、南部家旧蔵典籍に多く依拠しているし、資料に即した問題はこれら典籍の成立状況を南部家の動向とともに説いて余すところがない。²⁾しかし、松野氏の論述は、亨辨・連阿の事績を通して江戸の武家歌壇の実態を説明することに主眼が置かれたため、南部家の和歌資料全体に及んでいるわけではなく、別の観点からの検討の余地はなお残されているように思われる。

和歌資料の概略の把握に有効な基礎情報は、いうまでもなく歌書の奥書・識語の記載内容である。筆者と盛田氏がまず行ったのも、『国書目録』の歌書の奥書・識語を採録する作業であった。その結果、南部智信の奥書・識語を有する歌書がまとまって伝存することが明瞭に見て取れた。他の南部家当主の名がほとんど見当らないだけに、その存在感は強烈で、智信の代に和歌への興味関心が急速に高まった状況を容易に想定することができた。しかも、智信の名は、『国書目録』の「一二 武芸」に立項される軍書にも散見される。智信は軍学と和歌を積極的に取り入れ、近世中期の八戸藩の学芸を領導する存在であったとみてよいのではないか。

このような見通しのもと、資料の検討に入る。以下、資料引用に

際しては、その請求記号を、『国書目録』に掲載される典籍を使用する場合は「国書 〇〇〇」、「文書の場合には「文書 〇〇〇」と記し、資料名の下に括弧に入れて示す。

二 南部智信伝資料

和歌資料に関する具体的な検討に入る前に、五代藩主南部智信の伝を粗々と見ておきたい。なぜならば、諸書に存する智信の奥書・識語にはほとんど年代の記載がなく、官職と位階が重要な手掛かりとなるからである。また、後述するように、智信には信興と改名した時期があったが、歌書の奥書・識語の多くは「智信」名義で付されている。つまり、官職・位階・実名の組み合わせによって、書かれた時期の凡その見当がつけられるわけで、智信の履歴の検討は不可欠の作業といえる。やや煩瑣な記述となるが、ご了承いただきたい。

智信を含む八戸藩南部家歴代の系譜として最も流布するものとしては、「寛政重修諸家譜」巻二百十一に四代藩主広信の嫡子として立項された記事が挙げられるが、名は「信興」であり、智信と称しただけという記載はない。

亀之助 左衛門 左衛門佐 遠江守 左衛門尉 従五位下 母は遠山氏。享保八年生る。元文五年十二月十一日はじめて有徳院殿にまみえたてまつり、寛保元年六月二十四日遺領を継、

十二月十九日従五位下左衛門佐に叙任し、三年四月十五日はじめて封地に行のいとまをたまふ。延享三年七月十八日遠江守にあらため、明和元年閏十二月二十一日左衛門尉にあらたむ。二年五月二十九日致仕し、安永二年八月十三日八戸にいて卒す。年五十一。珠巖宗澁龍津院と号す。葬地直房におなじ。室は織田肥前守長亮が女。

ところが、南部家の典籍・文書中にいくつも見られる八戸藩南部家当主の系譜類を突き合わせていくと、右の「寛政重修諸家譜」の記載と齟齬をきたしたり、「寛政重修諸家譜」では触れられていない事項が多いことに気づかされる。たとえば、最も豊富に情報載せる資料の一つ、弘化三年（一八四六）九月成立の「系譜」（文書二一〇一〇一〇一八）には次のようにある。

甲斐守広信嫡子
五代目 信興 従五位下左衛門佐 母家女

幼名亀之助、後左衛門、後左衛門佐、後遠江守、
後左衛門尉

享保十乙巳年九月廿五日、於江府出生。妻織田肥前守輔世娘。元文五庚申年十二月廿八日、初而御目見申上。

寛保元辛酉年六月廿四日、父甲斐守広信家督式万石、無相違被下置。
同年十二月十九日、叙爵被仰付、左衛門佐と改名。

延享元甲子年五月七日、駿府御加番代被仰付候処、病氣付、同年八月廿三日、願之通御加番御免。

同三丙寅年五月七日、駿府御加番代被仰付。

同年七月十八日、伺之上、遠江守と改名。

同年九月朔日、駿府之御暇被仰出、蒙上意、御時服五、御羽織拜領。

同四丁卯年十一月十一日、酒井雅樂頭殿宅へ家来被招呼、朝鮮人來朝に付、遠州舞坂迄、鞍皆具中馬三匹送御用被仰付。

宝曆十二壬午年十一月晦日、酒井左衛門尉殿宅へ家来被招呼、朝鮮人來朝に付、遠州舞坂迄、鞍皆具中馬三匹送御用被仰付。

明和元甲申年閏十二月廿一日、伺之上、左衛門尉と改名。

同二乙酉年、病氣に付、五月廿五日、松平右京大夫殿へ隠居願書差出候処、同月廿九日、願之通隠居被仰付候旨、名代織田丹後守へ松平右京大夫殿被仰渡。

同年十一月十二日、願之上、為湯治在所八戸へ罷下候処、其後全快無之に付、不致出府。

安永二癸巳年八月十三日、四十九歳而、於在所陸奥国八戸死去。

同所月溪山南宗寺へ葬。法名龍津院珠嚴宗況。^(マ)^(ノ)

最も重要な異同としては、「寛政重修諸家譜」が享保八年(二七二三)出生説を採るのに対し、「系譜」が享保十年(一七二五)九月二十五日と年月日まで特定していることがある。当然、享年

にも二歳の開きが生じるが、もし他の資料によって享保十年九月二十五日出生が確認できるのであれば、安永二年(一七七三)には四十九歳のはずであり、「系譜」の記事の信憑性は高まる。「寛政重修諸家譜」が生年を二年繰り上げて五十一歳説を唱えるのはなぜなのか。家の安泰を考える武家が継嗣の年齢を「まかして幕府に届ける場合がある。系譜を幕府へ提出する際、年齢を二歳引き上げるほうが得策である」との判断が南部家側にあったのかもしれない。

一方、「寛政重修諸家譜」同様「系譜」においても南部家五代はあくまで「信興」として立項され、智信と名乗った事実は一切反映されていない。この点に関しては、次に掲げる「元八戸南部家系」(国書南三・八〇)が参考になる。

智信 始曰智信 後改信興 再為智信 龜之助

左衛門 左衛門佐 遠江守 左衛門尉

元文五庚申年十二月廿八日、將軍吉宗公へ初御目見。

寛保元辛酉年六月廿四日、從將軍吉宗公、賜父広信之遺跡。

寛保元辛酉年十二月、叙従五位下、申任左衛門佐。

延享二乙丑年二月五日、娶織田肥前守輔世女。

同三丙寅年七月十八日、申任遠江守、去左衛門佐。

同四丁卯年十月十五日、改名信興。

宝曆十二壬午年正月晦日、願之上総髪。

明和元甲申年閏十二月廿一日、申任左衛門尉、去遠江守。

同二乙酉年五月廿九日、依多病願之上隠居。

同年十一月十二日、願之上、為湯治在所八戸之下、以後不得快氣、不能出府。

明和八辛卯年九月廿日、再改名智信。

安永二癸巳年八月十三日、於八戸卒。寿四十九歳。

同年九月五日、葬於月溪山南宗寺。法名、龍津院殿前金吾校尉

珠巖宗況大居士。

これによれば、延享四年（一七七七）十月十五日から明和八年（一七七七）九月十九日まで信興を実名としたことがわかり、「智信」名の奥書・識語が書かれた時期から、「信興」と改名していた期間は当然ながら除外されることになる。明和二年（一七六五）の八戸退隠の主たる原因が病気にあったとすれば、明和八年に再度智信を名乗って以降死去するまでの足掛け三年間に歌学に勤しんだ可能性は低く、智信が歌学に集中したのは元文末から延享四年までの八年ほどの間ではないかと考えるのが妥当な推測であろう。

以上三つの資料に南部家の系譜類を重ね合わせ、さらに他資料の援用を仰いで智信の生涯を概観するが、基本となる系譜類の記事には共通点が多いので、いちいち引用することはせず、各資料の通し番号で異同の説明を行う。参照した系譜類は次の通りである。

- ① 「元八戸南部家記」（国書 南三・八二）
- ② 「御系図御書継」（文書 二一・一〇一〇一四）

③ 「系譜」（文書 二一・一〇一〇一六）

④ 「系譜」（文書 二一・一〇一〇一四）

⑤ 「御両家御由緒書」（文書 二一・一〇一〇一六）

⑥ 「（御由緒書写）」（文書 二一・一〇一〇一七）

⑦ 「御家譜抜書」（文書 二一・一〇一〇一三）

⑧ 「御代々記」（文書 二一・一〇一〇一四）

⑨ 三浦忠司氏著・種市町立歴史民俗資料館編『御九代集 全八戸藩主南部家の系譜集』（種市町教育委員会、一九九五年）

三 南部智信伝素描

享保十年 乙巳 一七二五 一歳

○ 九月二十五日（または二十二日）、江戸藩邸にて出生、幼名亀之助。（系譜）

②④⑦が九月二十五日出生を明記する。また、生母については、③「母妾腹遠山氏女」、④「母家女」、⑤「御実母 栄松院殿 遠山荘大夫妻に被下之」などと記述がまちまちであるが、⑦の「御産母 商家娘藤枝 後御家土遠山庄大夫妻に被成下、庄大夫死後栄松院ト号」や⑨「御産母 江戸商家女藤枝 跡御家土遠山庄大夫江被成下 後剃髮ニ而栄松院」の記事が事の経緯を示すようである。

出生日に関して九月二十二日説をも考慮に入れる必要があるのは、次のような資料が見出されるためである。即ち、「八戸藩日記

(五四)「(文書 七一一〇一〇一五四)享保十年十月朔日の条に、「昨夜中、江戸より御飛脚下着(以下略)とした上で、「九月廿二日、於江戸御若子様御誕生被遊候由、申来」と、小書きで補ってあるのが一つ目、そして「御用人所日記(三九五)」(文書 七一四一〇一〇一三)の享保十年十月朔日条に、「江戸より御飛脚、九月廿三日立、七日振之処、今日到着(以下略)」と記した上で、「一、於江戸御屋敷山村平馬長屋に而若子様御誕生被遊之由、申来(以下略)」とあるのが二つ目の根拠となる。「八戸藩日記」によれば、飛脚便の到着は「昨夜中」、つまり九月三十日の夜である。事務処理が行われたのが十月一日であったため、一日の記事の行間に補記する必要があるためである。一方、「御用人所日記」の「七日振」は七日間を要する八戸藩の飛脚便のこと、九月二十三日に江戸を発って七日目は二十九日だが、遅れて到着したのであろう。問題は、「御用人所日記」にいう「今日到着」の「今日」があくまでも十月朔日指すとすれば、「八戸藩日記」にいう九月三十日到着と一日の齟齬が生じることである。それとも、御用人所に情報がもたらされたのは十月朔日になってからだったということなのか。この間の経緯には不明のところがあり、二十二日出生説に全面的な信憑性を認めるには躊躇せざるを得ないが、いずれにせよ、若君誕生の知らせは九月二十三日に江戸を出立した飛脚便によって八戸にもたらされることに変わりはない。もし二十五日の出生であったなら、二十三

日の飛脚便にその情報を託することは不可能である。藩の公式系譜では九月二十五日出生で統一されたが、事実は二十二日であった可能性がある。

○ 十月十五日、幕府より嫡子として認められる。(7)

⑦に「享保十五年十月十五日、御嫡子、御願之通被仰出」とあるが、「十五」を「十」の誤りと判断する。「若子様」は幕府の承認を得て正式に嫡子となった。なお、「亀之助」の幼名は、「八戸藩日記」御用人所日記「いずれも十一月朔日の条に初めて現われる。

元文五年 庚申 一七四〇 十六歳

○ 十二月二十八日、八代將軍徳川吉宗に初御目見。(系譜「元八戸南部家系」)

「寛政重修諸家譜」では十二月十一日とされているが、②③⑥にも十二月二十八日と記述される。「有徳院殿御実紀」巻五十二の元文五年十二月二十八日の記事にも「南部甲斐守広信が子亀之助信興初見し奉る」とあるので、十二月二十八日のほうが正しいのだろう。ただし、この記載は後年のもので、元文五年当時に「信興」と名乗った事実はなかったはずである。

寛保元年 辛酉 一七四一 十七歳

○ 六月二十四日、家督相続。(寛政重修諸家譜)「系譜」「元八戸南部家系」

①②③⑥⑦にも明記する。なお、⑨には「七月朔日御礼被仰上」ともあり、無事に家督相続を許された智信が將軍吉宗に御礼言上をした件を記録する。

○ 七月五日、元服。左衛門と称する。(⑦⑨)

⑦に「同年七月五日、御元服、左衛門様と御伺之通被仰出」、⑨に「同年七月五日御元服 左衛門様と御伺之通被蒙仰」とあって、家督相続後間もなく元服し、左衛門と称したことがわかる。亀之助から智信への改名もこの年であろう。

○ 十二月十九日、従五位下に叙せられ、左衛門佐に任ぜられる。

(寛政重修諸家譜)「系譜」

①②③⑥⑦⑨が「叙爵」と「左衛門佐」を明示する。「元八戸南部家系」が日付を示さないのは不審だが、他資料に従って十九日と定めた。

寛保三年 癸亥 一七四三 十九歳

○ 閏四月二十九日、八戸初入部。(⑦⑨)

⑦に「同(寛保——引用者注)三年亥閏四月廿九日、御入部」、

⑨にはやや詳しく「同三年亥閏四月十五日江戸御発駕 御入部同廿九日八戸江御着座」とある。「寛政重修諸家譜」にいう「三年四月十五日はじめて封地に行のいとまをたまふ」の「四月十五日」は、幕府から許可を貰った日であろうか。それとも、「閏四月十五日」とあるべきところ、「閏」の字を脱落させたものか。

延享元年 甲子 一七四四 二十歳

○ 五月七日、幕府より次期の駿府加番を発令されるものの、病気のため、八月二十三日に免ぜられる。(系譜)

「系譜」の他、②③⑥が「加番代」とし、⑨は「加番」とのみ記す。「代」字は九月の交替時に就任することが決まっている旨を示すのであろう。一旦命を受けたものの、病気のため任務を免ぜられるよう願を出し、八月二十三日付で承認された。このことがあって、二年後に改めて駿府加番を拝命することとなる。

○ 七月十一日、織田幸次郎輔宜の姉との縁組を幕府より許可される。(⑨)

⑨に「同年(延享元年——引用者注)七月十一日織田幸次郎様御姉君御縁組御願之通被蒙仰 且御願被差上候月日不相知」との記事があり、出願の月日こそわからないものの、七月十一日付で許可が下りたことが知られる。織田幸次郎輔宜は大和戒重藩主。父長亮(初

名輔世)が享保十八年(一七三三)六月七日に三十六歳で没したため、当年二歳で家督を継ぐ。延享二年(一七四五)に藩庁を芝村に移す(以上、「寛政重修諸家譜」巻四百九十二)。正室となる女性が織田家の当主の姉であることを明示するのは、他に②「織田丹後守輔宜姉」、⑤「織田丹後守姉、母上細川和泉守息女」などがあり、それ以外は単に織田肥前守輔世の娘である旨を記すのみ。

延享二年 乙丑 一七四五 二十一歳

○ 二月五日、織田肥前守輔世の娘(輔宜の姉)と結婚する。(二)元

八戸南部家系」②⑨)

婚姻の日付を明記するのは右の三資料に限られる。なお、前年七月の婚約から輿入れまでを記録するのが、「(南部信興縁組関係)」(文書 一七七一〇一三)である。

ところで、八戸藩南部家関係の書籍を通覧しても、正室の名前は明らかではない。たとえば、三浦氏著の「八戸藩主一覽」の「奥方」欄には「大和芝村藩主織田輔世の娘(前室)」とあるのみで、名前には記されない。また、⑨に含まれる「側室と子供の出生一覽」表(一七頁)には、正室・後室せなど十人の側室の産んだ子供の数が並ぶが、正室のみ名前がわからないままとなっている。それが八戸藩南部家研究の現状なのであろう。

ところが、思わぬ形で彼女の名を知ることが得られたので、

以下に紹介しておきたい。南部家旧蔵文書に「駿府加番覚書」(文書 三一三〇一五)が伝存する。延享四年(一七四七)元旦より十月十五日までの駿府加番の業務日誌であるが、折紙の書状を横に裁断して裏返し、袋綴にして使用している。八戸市立図書館の御好意で紙背の調査をお許しいただいた。すると、書状は南部左衛門佐・南部遠江守、即ち智信宛のものであり、大半が「ゆふ」という女性、一部は「寿昌院」という女性が差出人であることがわかった。表の「駿府加番覚書」の二月十二日条に「江戸より、自分妻、去ル十日之暁出産致候段、申来ル」とあるのは、江戸の正室が智信の嫡男信依を産んだとの知らせが駿府にいる智信のもとに届いたことを物語る。となると、「駿府加番覚書」は智信自身の手控えとして書かれ、延享四年元旦より前に届いた書状を智信自ら反故として、その裏を再利用したと見て間違いない。いずれ全文の紹介が望まれるが、取り敢えず「ゆふ」と「寿昌院」の素性に関わる情報を摘記すれば次の通りとなる。

まず、「御参勤もだん／＼近より、御うれしさ／＼たのしみくらしまいらせ候」(正月四日付左衛門佐宛ゆふ書状)のように、ゆふは智信の参勤を心待ちにしている。その気持ちは、「今年ももはや少に成まいらせ候。たゞ今までの御事存候へば、はやうも立候よとも存候が、また心に存候ほどにははやう立不申かと存まいらせ候。その御程にてはいかゞ覚しめし候や。何とぞ／＼はや／＼二三月、

時分のちに致候て見まいらせ候たく、そのみ／＼申くらしまいらせ候」（霜月九日付左衛門佐宛ゆふ書状）というほど切実なものであった。

次に、「こゝ元にて、松之助様にもずい／＼御き嫌よく被為人、おくへをり／＼被為人、御あそび被遊候まゝ、かならず／＼御あんど被遊まじく候」（八月三日付南部左衛門佐宛ゆふ書状）のように、ゆふは必ず「松之助様」の近況を報告するのが常であった。松之助は智信の弟信之（通称式部）の幼名で、享保二十年（一七三五）九月十六日の生まれ②、延享二年には十一歳となっている。寛延元年（一七四八）五月十五日に病のため八戸に下ることとなる（三元八戸南部家系）が、それまでは八戸藩江戸屋敷に居住したはずで、ゆふは松之助と同じ屋根の下にいたからこそ、松之助の消息に通じていたのであろう。

そして、ゆふは「白金にても寿昌院さま初御揃被成、何の御いとひもあらせられず候まゝ、御心安思召被下べく候」（八月申中六付左衛門佐宛ゆふ書状）のごとく、「白金」の消息をも付け加えることを忘れなかった。その「白金」に住む寿昌院は、智信に対し、「わたくし初、子共揃候てそくさゐにくらし申候。りよぐわいなながら御心安く思しめし可被下候。幸二郎始よろしく申進候たきよし申候」（十月朔日付南部遠江守宛寿昌院書状）などと言いつつ送っている。「幸二郎」が織田幸次郎輔宜であるのは疑いようもなく、子供達の息災

を伝える文脈で幸二郎に言及するのであれば、寿昌院が輔宜の母であると判断して差し支えあるまい。となれば、同書状で「おゆふ事も、ずいぶんたつしやに後ざ候」と寿昌院が言及する「おゆふ」も、寿昌院とは極めて近い間柄と考えざるを得ず、幸次郎輔宜の姉であり、寿昌院の娘、即ち智信の正室と見るのが一番自然である。ちなみに麻布白金台には織田家の上屋敷があった（木村礎氏他編『藩史大事典』第五巻〈雄山閣出版、一九八九年〉一七七頁）。

以上の検討により、智信の正室の名をゆふと特定しておきたい。

延享三年 丙寅 一七四六 二十二歳

○ 五月七日、駿府加番を仰せ付けられる。（系譜）

「系譜」の他、②③⑥⑨に記事がある。

○ 七月十八日、左衛門佐から遠江守へと改める。（寛政重修諸家譜）「系譜」「元八戸南部家系」

①②③⑦⑨も明記するところで、智信の経歴としては重要な事柄となる。なお、延享二年の項で引用した十月朔日付南部遠江守宛寿昌院書状は、遠江守拜命の後なので、この年十月一日の発信と確定できる。

○ 九月一日、駿府への赴任に先立ち、江戸城で將軍家重に拝謁し

て御暇を賜り、時服五つと羽織を拝領する。(一系譜)

②には「延享三年寅九月朔日御登城、駿府えの御暇被蒙仰、御時服五ツ、御羽織御拝領」とある。また、同趣旨の記事は②の他の箇所にも見られ、さらに③⑥も同様の記事を載せる。「惇信院殿御実紀」巻四の延享三年九月朔日条にも「南部遠江守信興、寄合渡辺城之進昌、中坊左京秀亨、駿府の加番にさゝれて暇たまはる」(第九篇三九八頁)と記されるので、家重との面会は事実としてあったと思われる。

○ 九月十九日、江戸参駕、同二十三日、駿府到着。(⑨)

⑨には「同年(延享三年——引用者注)九月十九日駿府江御参駕同廿三日同所江御着座」とある。十月朔日付南部遠江守宛寿昌院書状に「御定め之通り廿三日にその御地へ御着座被成、廿五日に御首尾よく御更代も相すみ申候由」との一節があるのは、駿府に無事到着して事務引継ぎを済ませた旨の報告が智信から届いた故であろう。

延享四年 丁卯 一七四七 二十三歳

○ 元旦、駿府加番在勤の手控え「駿府加番覚書」を起筆し、十月十五日まで継続する。

延享二年の条を参照されたい。

○ 二月十二日、江戸表より正室ゆふが十日に出産した旨の知らせを受け取る。(駿府加番覚書)

⑦に「御嫡 右近様 御幼名亀次郎様 延享四卯二月十日御誕生御本腹」とあるのが該当する。後の信依である。

○ 九月二十九日、駿府加番を無事交代し、江戸に帰る。(⑨)

⑨の「同(延享——引用者注)四年卯九月廿九日駿府御交代相済江戸表江御帰府」との記事に拠る。

○ 十月十五日、江戸城で將軍家重に拝謁し、駿府加番の任務完了を報告する。(「惇信院殿御実紀」巻六)同日、名を信興と改める。(「元八戸南部家系」)

一年前に赴任前の挨拶をした三人が、同じく打ち揃って家重に帰府を告げた(第九篇四四〇頁)。公務の記録としては欠かせない事項だが、本稿の目的としてはむしろ信興への改名の方が重要である。智信から信興への改名の日時を明記するのは、②「延享四丁卯十月十五日、信興公に被為成」、⑦「同(延享——引用者注)四卯十月十五日、御実名、信興公ト御改」、⑨「同年(延享四年——引用者注)十月十五日御実名信興公と御改」などで、「八戸藩日記(七六)」(文書 七一・一〇一・七六)の延享四年十一月四日条にも、前日に到着した江戸からの飛脚便で「先月十五日御帰府御礼被仰上候儀」

とともに「御実名并御押而御改被遊候段被仰付」旨の知らせを受け
たことを記録する。

智信がこの年の初めごろには既に改名を考えていたことを示す
資料がある。「(南部信興押字、書き判考等)」(文書 二・二一〇・
〇一)として一括された中に含まれる「御名乗字考」がそれであ
る。「延享丁卯早春」付で「容斎貞父」が書いたもので、信安・信
興・安信の三つの名乗ごとに「帰納」即ち上下の字の反切でそれぞ
れ珊・升・印の字を掲げ、音と訓を添えている。また、安信・信興
他の花押の見本を示してその中から選択するように意見を述べた書
付もあり、何らかの理由で智信の実名を改めるべく、調査と検討を
指示していたことが知られる。結果的に信興が採用されたわけだが、
なぜこの時智信を改める必要があったかは、後にはまた智信へと戻
すことになる理由も含めて、現時点では不明としかいいようがない。

○ 十一月十一日、翌年の朝鮮通信使来朝の準備の一環として、遠
江舞坂へ馬三匹を送るよう仰せ付けられる。(系譜)

③にもほぼ同文の記載を見る。

延享五年(寛延元年) 戊辰 一七四八 二十四歳

○ 二月七日、江戸参向の公家衆の御馳走を仰せ付けられる。(惇
信院殿御実紀)巻七)

「惇信院殿御実紀」巻七の寛延元年二月七日条に、「七日公卿参向
近づきければ館伴命ぜらる」として「大宮使は南部遠江守信興」(第
九篇四四九頁)との記載がある他、②に「同(延享——引用者注)
五年二月七日、大宮使伝奏御馳走被蒙仰、姉小路宰相中将様」、③
に「同五戊辰年二月七日、公家衆御馳走人被仰付候」、④に「寛延
元年辰二月七日参向之公家衆御馳走被蒙仰」と明記されている。八
戸藩南部家文書には延享四年八月にまとめられた「伝奏自務覚」(文
書 三・五・〇・〇一)と題する記録があり、南部家では半年
以上も前から周到に準備にかかっていたことがわかる。

寛延二年 己巳 一七四九 二十五歳

○ 五月十九日、正室ゆふ死去。(⑤⑦⑨)

⑤「奥方様 莊巖院殿、寛延二巳年五月十九日卒(これ以降の記
述は、延享元年七月十一日の項に引用済み)」、⑦「奥様、織田肥前
守輔世公息女、寛延二巳五月十九日御遠行、莊巖院様ト奉号、金地
院」、⑨「寛延二年巳五月十九日奥様御遠行 御法名莊巖院様」の
各記事に従って立項する。法号については、右の資料以外にも②に
「莊巖院殿と号ス」とあるなど、「莊巖院」「莊巖院」のいずれなの
かが確定できない。八戸藩の江戸の菩提寺金地院の墓石等の確認が
必要となるが、現時点では未確認である。

なお、三浦氏^⑧によれば、正室は二十二歳で亡くなったという。こ

れも今後の調査での確認を必要とする。

宝暦十一年 辛巳 一七六一 三十七歳

○ 三月二十五日、江戸参向の公家衆の御馳走控を仰せ付けられるか。(⑨)

⑨に「宝暦十一年巳三月廿五日参向之公家衆御馳走控被蒙仰」とあるのに拠ったが、他の資料には見えない。この年、公卿達は三月五日に参向し、同十二日には辞見に臨んでいる(「浚明院殿御実紀」卷三)ので、三月二十五日に命を受けたのが本当であれば、この年の公卿接待とは無関係となり、信憑性の点で疑問が残る。

宝暦十二年 壬午 一七六二 三十八歳

○ 正月晦日、総髪を許される。(「元八戸南部家系」)

②にも同じ日付で「御惣髪」とあり、⑦もやはり「宝暦十二年正月晦日、御惣髪、御願之通被仰出」と記すが、⑨は五月二十二日に惣髪の願を出し「同晦日」に願の通り許された旨を記載する。宝暦十二年の五月は小の月なので、五月の晦日はあり得ない。「五月」は「正月」の誤りと見て正月説を採用する。

○ 十一月晦日、朝鮮通信使来朝の準備の一環として、遠江舞坂へ

馬三四を送るよう仰せ付けられる。(「系譜」)

ただし、③には「中馬四疋」とあって微妙な食い違いを見せる。ここにいう「朝鮮人来朝」は、明和元年(一七六四)二月に江戸に到着した通信使のことである。宝暦十三年(一七六三)の後半には出発する手はずとなっていたため、幕府としても早めに準備にかかったであろう。

○ 十二月十五日、信依、十代将軍家治へ初御目見。(⑥⑨)

⑥に「宝暦十二年十二月十五日、初而之御目見申上」、⑨にも同日の事として「若殿様御目見無御滞被仰上」と記される。また、「浚明院殿御実紀」卷六の宝暦十二年十二月十五日の条にも「南部遠江守信興が子左近信依はじめて見え奉る」(第十篇一〇三頁)の記事を見出す。信依はこの年十六歳である。

明和元年 甲申 一七六四 四十歳

○ 閏十二月二十一日、遠江守を左衛門尉と改める。(「寛政重修諸家譜」「系譜」「元八戸南部家系」)

①②③も同様に閏十二月とするのに対し、⑦⑨は十二月説の立場を取る。⑦⑨が「閏」字を脱落させた可能性の方が高いと判断し、閏十二月を採用する。

明和二年 乙酉 一七六五 四十一歳

○ 五月二十九日、病のため隠居する。(「寛政重修諸家譜」「系譜」

「元八戸南部家系」)

隠居を許された月日は、記載のある①②③⑥⑦⑨とも一致する。願を幕府に提出した日については、②の巻頭に信依の事績を書き上げた中に、「明和二酉年五月十日、龍津院様御病氣に付御隠居御願書、御用番松平右京大夫様え被差出」とあるもの以外、五月二十五日で共通する。最初に信依から打診をし、次に正式に願を提出したのが二十五日であったということかもしれない。なお、②は願提出後の経緯を詳細に記録する。

○ 十一月十二日、願の上、湯治のため八戸へ退隠する。以後、再び出府することはなかった。(「系譜」「元八戸南部家系」)

いずれも信興の病に全快の兆しが見えないことを示唆する。②③⑥⑦もほぼ同文である。

明和八年 辛卯 一七七二 四十七歳

○ 九月二十日、再び実名を智信に改める。(「元八戸南部家系」)

「元八戸南部家系」の他、②にも「明和八辛卯九月廿日、智信公に被為成」と記す。また、「御用人所日記(四四〇)」(文書 七・四・〇・〇・四九)の明和八年九月廿日の条にも「大殿様御実名智信公と被遊御改」と明確な記述が備わるので、改名の理由は不明と

しても、その事実は動かない。

安永二年 癸巳 一七七三 四十九歳

○ 八月十三日、八戸にて死去。(「系譜」「元八戸南部家系」) 九月

五日、南宗寺に葬る。(②)

八戸藩南部家の資料すべて、享年は四十九歳で統一される。年譜を編んでここに至れば、一切の齟齬もなく、「寛政重修諸家譜」のみが主張する五十一歳説の不当を思わざるを得ない。もっとも、「漫明院殿御実紀」巻十一の明和二年五月二十九日の条には、「廿九日陸奥国八戸領主南部左衛門尉信興致仕し、その子左近信依に所領二万石をつがしむ。この信興は、故の甲斐守広信が子にて、元文五年十二月廿八日はじめて見参し、寛保元年六月廿四日遺領を給はり、十二月十九日叙爵して左衛門佐と称し、後遠江守左衛門尉にあらたむ。けふ致仕して、安永二年八月十三日卒す。年五十一」(第十篇一九一頁)と記されており、幕府への届けではあくまでも享保八年に生まれたこととされ、享年は五十一歳でなければならなかったらしい。

死去前後から葬送までの経緯は、「御用人所日記(四四二)」(文書 七・四・〇・〇・五一)において詳細に辿ることができる。

注

- (1) 南部家の典籍・文書の相互関係については、八戸市史編纂委員会編『新編八戸市史 近世資料編Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（八戸市、二〇〇七年・二〇〇八年・二〇一一年）共通の「史料解題」で知ることができる。
- (2) 松野陽一氏『東都武家雅文壇考』（臨川書店、二〇一二年）にも、両書の記述を補う論考が収録されている。
- (3) 『新訂寛政重修諸家譜』第四（続群書類従完成会、一九八四年、五刷）一一四頁。傍注を省略し、漢字を通行の字体に改めた。
- (4) 以下、原資料の引用に当っては、適宜通行の字体に改め、句読点・濁点を補うなどの処置を取った。
- (5) 三浦忠司氏『八戸藩の歴史をたずねて―八戸藩領をあるく 東京散歩』（テリー東北新聞社、二〇一四年）一〇一頁参照。
- (6) 『新訂増補国史大系 徳川実紀』第八篇（吉川弘文館、一九九一年、五刷）八六四頁。以下、『徳川実紀』の引用箇所は、篇と頁数で示す。
- (7) 注(5) 所掲書一四頁。
- (8) 注(5) 所掲書一六〇頁。

(以下、次号掲載)

〔付記〕

本稿は、国文学研究資料館基幹研究「近世における蔵書形成と文芸享受」の成果である。研究の機会を与えられた国文学研究資料館と研究代表の大西洋司教授に感謝申し上げる。また、調査研究に当って多大のご配慮を賜った八戸市立図書館の藤田俊雄館長と岩岡順子氏、ともに研究に従事し貴重な研究成果の一編を提供して下さった大手前大学の盛田帝子氏に対し、心よりお礼申し上げます。

なお、本稿は平成二十六年科学費補助金基盤研究(C)「成島家を中

心とする近世中後期幕臣文化圏の研究」による研究成果の一部である。

―くぼた・けいいち、広島大学大学院文学研究科教授―